

第6章

計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

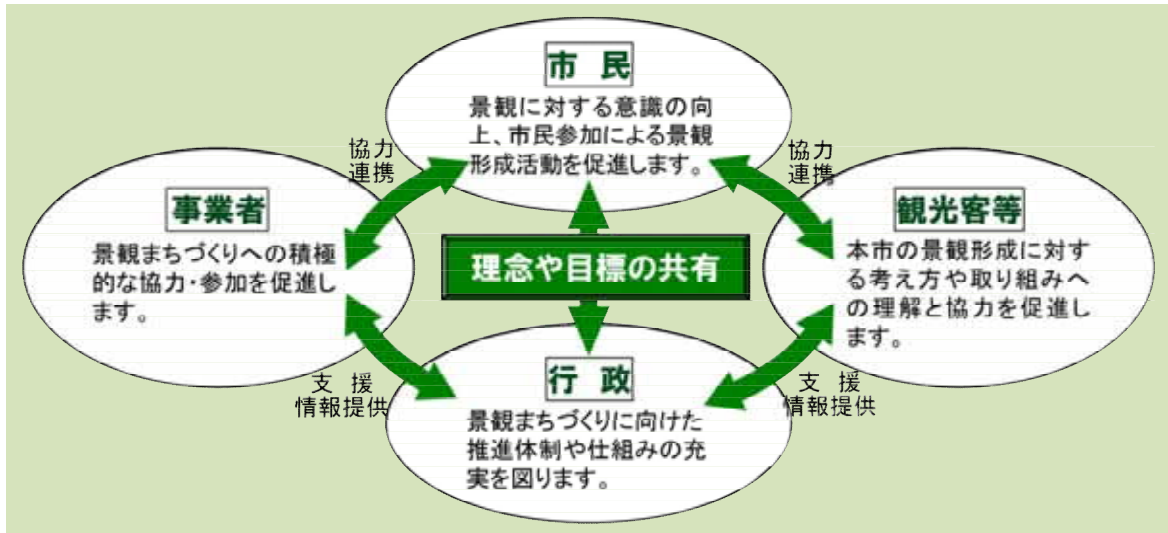
1 基本的な考え方

本計画で掲げた景観形成の理念や目標、景観施策は、次のような考え方に基づいて推進します。

**市民、観光客等、事業者、行政など、
多様な人々の協働による景観まちづくりを推進します。**

良好な景観を形成していくためには、行政をはじめ、市民や北杜市を訪れる観光客等の来訪者、道路や建物等をつくる事業者など、多くの人々の理解と協力がなければ実現できません。一人一人が北杜市の財産である景観の価値を再認識し、計画に掲げた基本理念や目標を共有したうえで、それぞれがお互いの役割を認め合い、できるところから一步一步着実に進めていくことが必要です。先人から受け継いだ北杜市のかけがえのない美しい風景を守り、より美しく生き活きたしたもの育てていくため、市民、観光客等、事業者、行政など、多様な人々の協働による景観まちづくりを推進していきます。

協働による景観まちづくりの考え方



市民、観光客等、事業者、行政の役割

市民は……
自分たちの住むまちをもう一度見直し、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、市民一人一人が自らできることを自発的に進めていくことが重要です。そうした小さな活動の芽を少しずつ広げ、こうした活動の輪が地域から市全体に広がっていくよう景観に対する意識を高め、積極的な市民参加による景観形成活動に取り組みます。

観光客等は……
本市には、一般の観光客のほか、別荘等の二地域居住者、ボランティアや農業体験、スポーツなど、多様な目的をもった人々が数多く訪れています。こうした来訪者については、本市の景観形成に対する考え方を理解し、積極的に協力・参加に努めます。

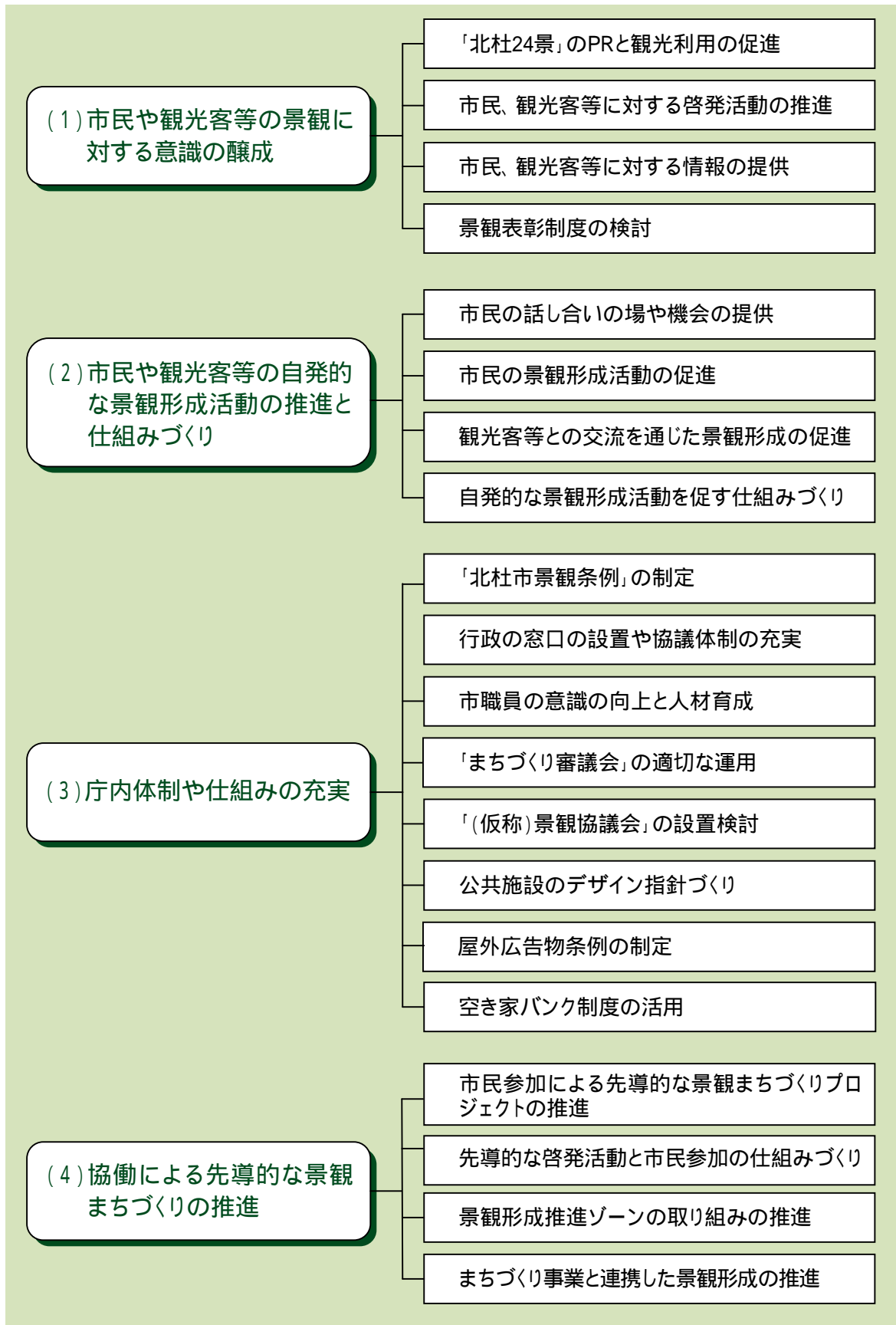
事業者は……
道路等の公共施設の整備、建物の建設に関わる設計、工事関連の企業、工業や商業に携わる企業など、多くの企業（事業者）も、経済活動を通じて直接的・間接的に景観形成に関与しています。企業も景観形成の重要な担い手としての役割を理解し、積極的な協力・参加に努めます。

行政は……
「景観計画」に基づき、良好な景観形成に向けた施策の推進を図ります。また、協働による景観まちづくりを積極的に推進していくため、景観に関する啓発活動、情報提供、市民の景観形成活動に対する支援、庁内推進体制等の充実を図ります。

2 計画の推進に向けた施策

「北杜市景観計画」の推進に向け、次のような施策の取り組みを図ります。

計画の推進に向けた施策の体系



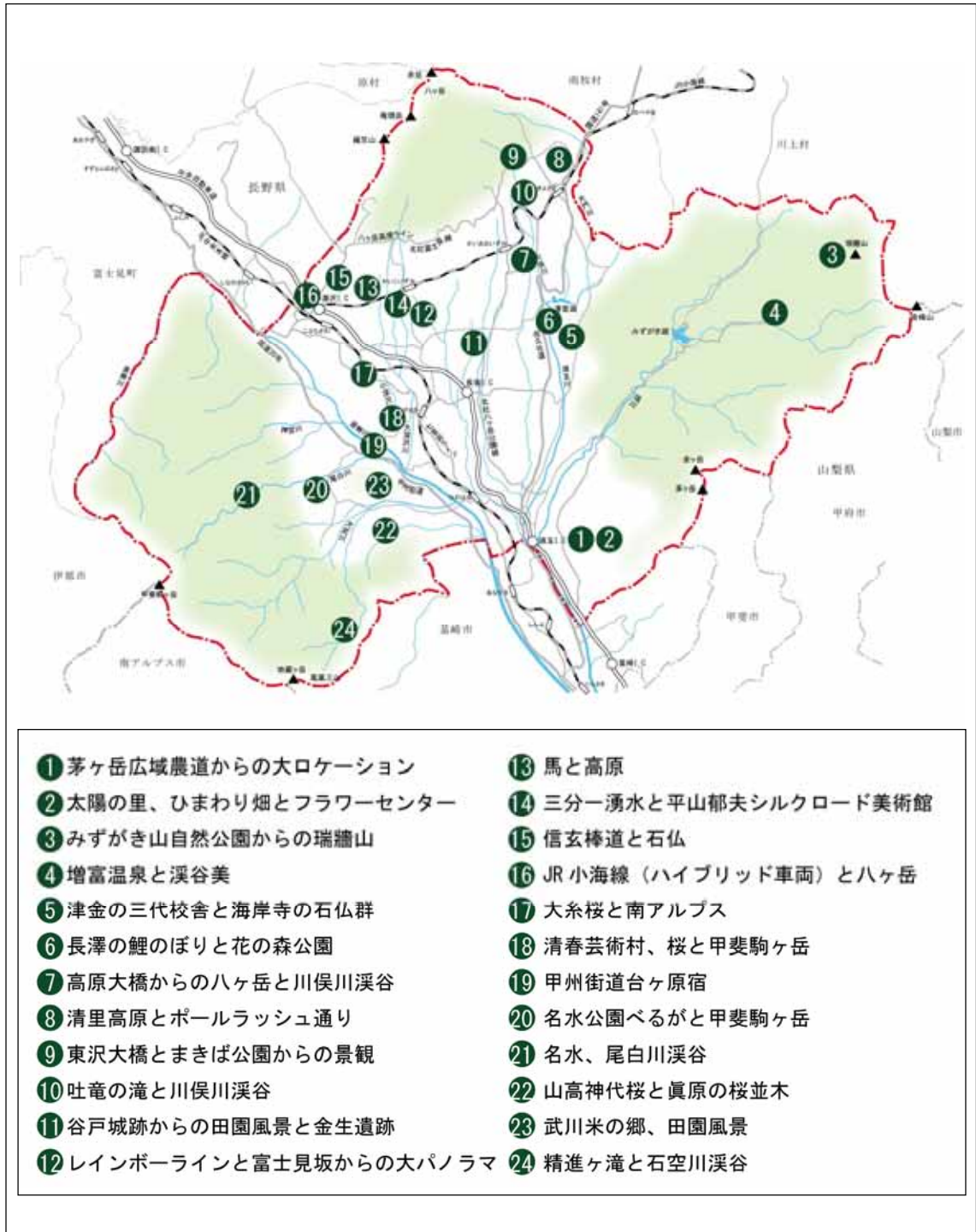
(1) 市民や観光客等の景観に対する意識の醸成

「北杜24景」のPRと観光利用の促進

「北杜24景」は、「誰が観ても美しいと思う風景、眺望」、「歴史・文化面からみた風景」、「自然と人々の生活とが入り交じった様」を選考基準として平成19年10月に選定された本市を代表する風景で、「北杜物語」等の観光ガイドマップに紹介をしたり、北杜24景フォトコンテストを開催するなどPRに努めています。

今後とも、市民や観光客等に対して一層のPRを図るとともに、選定地周辺の景観形成の推進や、積極的な観光利用の促進を図ります。

北杜24景の選定地



市民・観光客等に対する啓発活動の推進

北杜市の景観のすばらしさを市民や観光客等、多くの人に知ってもらい、景観に対する関心を醸成するため次のような啓発活動を推進します。

市民に対する啓発活動の推進

市のホームページの活用（専用ホームページの開設など）、市広報の活用、景観に関するシンポジウム・講演会の開催、山梨フィルムコミッションの活用、景観パンフレット、景観まちづくりガイドブックの作成、まち歩きイベントの開催、地域における住民の話し合いなど、多様な啓発活動を推進します。

観光客等に対する啓発活動の推進

観光客をはじめ、多様な来訪者については、本市の景観形成に対する考え方を理解してもらい、次のような理解と協力を促す啓発活動を推進します。

一般観光客に対しては、今後育成を図る観光ボランティア等を通じて景観のPRを図るとともに、ごみのポイ捨て禁止などのマナー向上に努めます。

別荘等の二地域居住者については、市民と同様の啓発活動を進め、景観形成基準等の地域ルールへの遵守や景観形成活動への参加等、景観形成への協力を促します。

ボランティアや各種の体験イベントに訪れる人々に対しては、地域の交流活動を通じて景観への理解を深め、地域の景観形成活動への参加と協力を促していきます。

市民・観光客等に対する情報の提供

市民に対する情報提供

「北杜市景観計画」や「北杜市景観条例」の内容をはじめ、市民が景観形成活動に取り組む場合、どのように活動を行うのか、市内でどのような活動団体があり、どのような活動が行われているのか、市民が気軽に情報を入手できるよう、行政窓口の設置、市のホームページなどを活用して、情報の提供を図ります。

観光客等に対する情報提供

観光客等についても、市のホームページや観光パンフレット等の活用を図るとともに、今後、観光ボランティア等の育成を図るなどして、景観形成に関わる情報の提供を図ります。

景観表彰制度の検討

市民や事業者等の景観まちづくりを促進するため、優れた取り組み（景観形成活動、景観に配慮された建物、まちかど花壇、庭先の花植え、生け垣など）に対する表彰制度の創設を検討します。

その選定や表彰にあたっては、市民を主体とした審査委員会を設置するなど、市民参加による評価の仕組みづくりを進めます。



・まちかど花壇



・生け垣

(2) 市民や観光客等の自発的な景観形成活動の推進と仕組みづくり

市民の話し合いの場や機会の提供

「北杜市景観計画」は、市民で構成される「北杜市景観研究会」により、1年以上にわたって議論を重ね、まとめた「景観まちづくり市民提言」を基に作成しています。

景観アンケート調査からみても、市民の景観に対する関心や景観まちづくりへの参加意向も高いことが伺えます。

市民参加による景観まちづくりを推進するため、市民懇談会やワークショップの開催など、市民が景観に対して自由に話し合える場や機会の提供を図ります。

市民の景観形成活動の促進

市内では、地域の花植え、草刈り、清掃などの美化活動、植樹活動、まち歩きウォッチング、台ヶ原地区や津金地区などのまちづくり活動など、景観形成に関わる様々な市民活動が行われています。

また、その主体も個人から市民サークル、市外から参加しているボランティア、地域の自治会、商店会、市民団体、企業、NPOなど様々で、今後の景観形成に大きな役割を果たしていくことが期待されます。

こうした市民による景観形成活動の小さな芽を伸ばし、活動の輪を広げていくため、次のような取り組みを促進します。

市民一人一人の身近な景観形成活動の促進

生け垣等の庭先の緑化や花植え、道路や水路などの清掃・美化活動、草刈り、まちなみに配慮した建築物のルールづくりなど、市民一人一人の身近な景観形成活動を促進します。

景観形成活動の育成・支援

市内における既存の景観活動(活動団体や活動内容)を把握するとともに、市民の多様な景観形成活動の育成・支援を図るため、次ページに示すような市民の「自発的な景観形成活動を促す仕組みづくり」を推進します。

観光客等との交流を通じた景観形成の促進

市内では、「甲斐駒清流ウォーク」をはじめ、様々な交流イベントが行われています。

今後も、農業体験、創作体験、森林環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの農村交流の促進を図るとともに、観光客をはじめ、本市を訪れる人々が、こうした活動を通じて景観への理解を深め、地域の景観形成活動への参加と協力を促していきます。



・田舎暮らし希望者との交流会(長坂下条の住民活動)



・交流と獣害対策をかねた柿の収穫(文化資源活用協会)



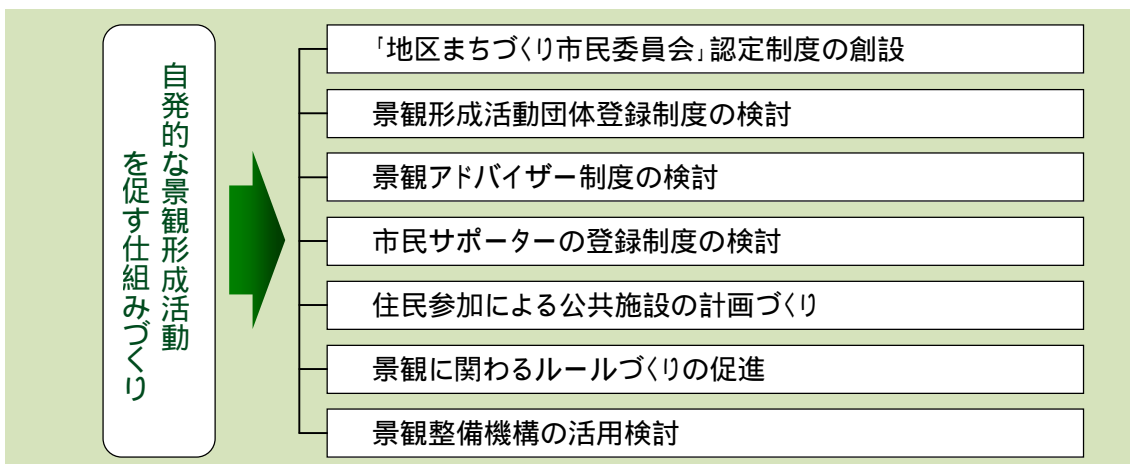
・学生の参画による古民家の再生(文化資源活用協会)



・物置の板の張り替え(八ヶ岳南麓風景街道)

自発的な景観形成活動を促す仕組みづくり

市民の自発的な景観形成活動を促すため、次のような仕組みづくりを検討し、必要に応じて、後述する「北杜市景観条例」または「北杜市まちづくり条例」の中に位置づけます。



「地区まちづくり市民委員会」認定制度の創設

景観形成推進ゾーン等で景観まちづくりの取り組みを行う市民組織については、「北杜市まちづくり条例」に基づき「地区まちづくり市民委員会^{*}」として市が認定し、適切な支援を図ります。

また、組織のあり方については、景観形成推進地区単位、旧町村単位、あるいは、市民発意のまとまりのある地区単位で設置するなど、いくつかの方法が考えられますが、市民の意見を取り入れながら適切な範囲や方法を検討します。

景観形成活動団体登録制度の検討

市内で、どのような団体やグループ等が、どのような活動を行っているか、その活動状況を把握し、既存の市民活動の周知と活動の輪を広げるため、一定の要件を満たす景観形成活動団体の登録制度を検討します。

景観アドバイザー制度の検討

地域の自発的な景観まちづくりに対して、専門家を派遣する「景観アドバイザー制度」の創設を検討します。

市民サポーターの登録制度の検討

地域の景観まちづくりの促進を図るため、景観に対して知識、ノウハウをもつ市民や事業者等を地域におけるリーダーとして登用する「(仮称)景観市民サポーター登録制度」の創設を検討します。

市民参加による公共施設の計画づくり

主要な公共建築物や公園、道路等の公共施設の整備にあたっては、地域の景観形成に対する先導的な役割が求められます。公共施設の計画や整備にあたっては、計画の初期段階から市民参加により、場所性を考慮した公共施設の計画づくりに取り組みます。また、後述する公共施設デザインガイドラインについても、市民参加による取り組みを検討します。

景観に関わるルールづくりの促進

地域景観と調和した良好なまちなみを形成していくためには、建物の建て方、生け垣のつくり方などに対して、地域特性に応じた一定のルールが必要です。

景観に関わるルールとしては、景観法に基づく「景観協定」をはじめ、その他の法に基づく「緑地協定」や「建築協定」、住民同士で任意に定める「まちなみ協定」などがありますが、こうしたルールの活用を促進します。

景観整備機構の活用検討

景観整備機構とは、専門家の派遣、情報提供、相談その他の援助から具体的な景観形成事業まで、幅広く行う景観形成に関わるNPO法人や公益法人などの専門的な組織で、今後の活用に向けて検討を図ります。

注) ^{*}地区まちづくり市民委員会は、「北杜市景観条例」で位置づけられた景観形成推進地区等の景観まちづくりを担う市民組織であり、任意の景観活動団体等とは異なります。

(3) 庁内体制や仕組みの充実

「北杜市景観条例」の制定

「北杜市景観計画」に示す景観まちづくり施策を総合的かつ計画的に推進していくため、その根拠となる「北杜市景観条例」の制定を図ります。

北杜市景観条例の構成

第1章 総則

目的、定義、基本理念、市民の責務、事業者の責務、観光客等の協力、市の責務、国等に対する協力要請

第2章 景観形成の推進

第1節 景観計画

景観計画の策定等、景観計画区域

第2節 景観形成推進地区

景観形成推進地区の指定等、推進地区における組織

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

景観重要建造物の指定等、景観重要建造物の所有者の管理義務、景観重要樹木の指定等、景観重要樹木の所有者の管理義務

第3章 市民との協働による景観まちづくりの推進

市民組織

第4章 景観計画区域内における行為の制限等

届出を要する行為、届出対象行為の届出、事前協議、届出を要しない行為、景観形成基準への適合、特定届出対象行為、指導又は助言、勧告又は命令、届出対象行為に係る通知書、勧告等に従わなかった旨の公表

第5章 表彰と支援等

表彰、支援

第6章 雑則

委任

付 則

施行期日、経過措置

行政の窓口の設置や協議体制の充実

景観行政を担当する専門セクションの設置を行うとともに、市民の景観に対する相談・情報提供の窓口機能の充実を図ります。

また、景観行政に関する連絡・協議・調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な協議組織の設置を検討します。

市職員の意識の向上と人材育成

景観まちづくりを推進していくためには、景観行政を担う行政職員の意識の向上が必要です。このため、職員研修の充実や地域の景観まちづくりへの職員の参加などを進めます。

「まちづくり審議会」の適切な運用

「まちづくり審議会」とは、学識経験者、市民、行政等で構成し、景観計画の策定および変更、景観条例の制定および変更、景観重要公共施設や景観重要樹木の指定、景観形成推進地区の指定、法に基づく勧告や命令など、本市の景観行政やまちづくりに関する事項を審議する機関で、「北杜市まちづくり審議会条例」に基づいて適切な運用を図ります。

「(仮称)景観協議会」の設置検討

「(仮称)景観協議会」とは、法(景観法第15条)に基づく住民・事業者と関係行政機関の協議の場で、景観条例に位置づけ、設置に向けて検討を図ります。

「(仮称)景観協議会」では、景観形成推進地区などの特定地区や景観重要公共施設などの景観づくりに際して、景観行政団体である北杜市をはじめ、必要に応じて公共施設管理者、公益事業者(バス、電気等)、市民活動団体、関係団体(商工会、観光団体、農業団体等)など、多様な立場の関係者が集まって意見調整や協議を行い、良好な景観まちづくりの推進を目指します。この場合、協議会で決めた事柄には尊重義務が生じます。

公共施設のデザイン指針づくり

公共建築物や道路公園等の、公共施設は、地域の景観を先導する役割を有しているため、次のような公共施設のデザイン指針を作成し、これに基づいた公共施設整備を推進します。

「(仮称)北杜市公共施設デザインガイドライン」の作成

公共建築物、道路、公園、河川等の公共施設の整備計画や設計にあたっては、施設の形態・意匠、色彩、素材といった景観上留意すべき事項や、計画の初期段階からの市民参加、場所性を考慮した計画・設計づくりなど、行政や事業者の共通の指針となるデザインガイドラインの策定を図ります。

「(仮称)北杜市サイン計画」の作成

公共および民間の情報案内板、案内サイン、誘導サインなど、統一感のあるサインを計画的に整備、誘導するため、その指針となるサイン計画の策定を図ります。

屋外広告物条例の制定

現在、本市における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」(平成17年7月1日、改正・施行)に基づき、適切な規制誘導を行っています。

当面は県条例の周知と適切な運用を図って行き、一定の実績を積み上げてから、「(仮称)北杜市屋外広告物条例」の制定を図ります。

空き家バンク制度の活用

本市では、市内の空き家等の有効活用を通して、地域活性化を図ることを目的とした「空き家バンク」制度が創設されており、景観形成の観点からも積極的な活用を図ります。

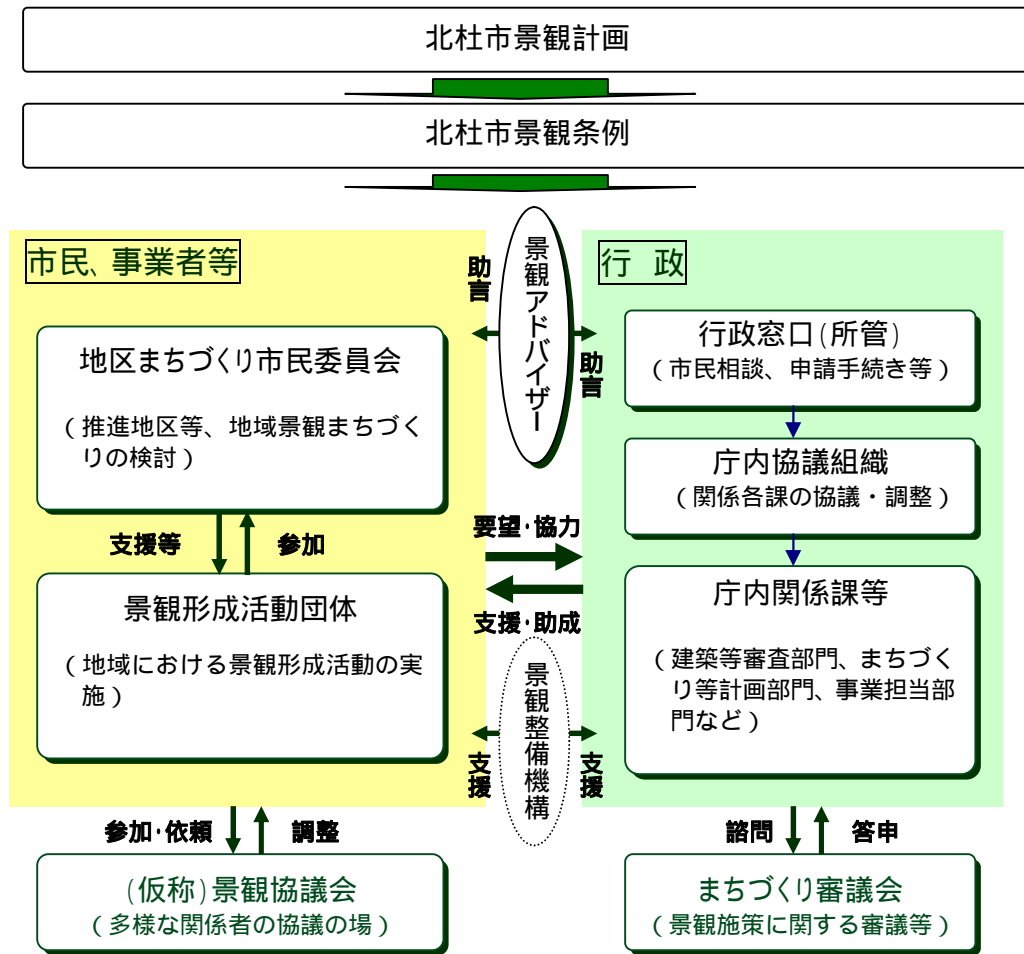
< 参考 > 協働による景観まちづくりの推進体制のイメージ

市民、事業者等と行政の協働による景観まちづくりにあたっては、下図に示すように、市民組織や行政組織の適切な役割分担と相互の協力により、推進を図ります。

市民、事業者等は、「地区まちづくり市民委員会」を中心に、市内の景観形成活動団体等と連携を図り、景観形成を推進します。また、景観まちづくりに際して、問題や課題が生じた場合は、「(仮称)景観協議会」において、関係者間で協議・調整を図るものとします。

行政は、景観の「行政窓口」と「庁内協議組織」、「まちづくり審議会」を中心に、景観行政を推進します。

市民、事業者および市で、専門家の派遣、情報提供、技術的、人的支援から具体的な景観形成事業の実施まで、より専門的、総合的な支援が必要な場合は、「景観整備機構」の活用を検討します。



・市民相談や申請手続き



・市民委員会や地域における話し合いなど



・まちづくり審議会や景観協議会など

(4) 協働による先導的な景観まちづくりの推進

本計画で掲げた景観形成施策を実現していくためには、長い時間と労力が必要です。

北杜市景観条例が施行される平成23年度から本市の景観行政がスタートしますが、本格的に始動するまでには一定の期間が必要であり、また、多くの試行錯誤も伴うことが予想されます。

景観形成の取り組みを、本格的に軌道に乗せていくためには、できることから取り組みをはじめ、その成果を目に見える形にしていくことが効果的です。

このため、市民等との協働による先導的な景観まちづくりとして、次のような施策を位置づけ、推進を図ります。

市民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの推進

地域ぐるみのまち歩きイベントの開催

市内では、ふるさとを知り、その魅力を再発見するため、市民団体の主催による「まち歩きイベント」がいくつか行われています。まち歩きイベントは、まち歩きや歴史など地域に詳しい人に話を聞くことなどを通じて、地域の魅力を再認識し、景観に対する意識を高めていくためには効果的な方法です。

このため、市民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの第一弾として、良好な眺望場所をはじめ、地域の潜在的な景観資源を発掘することを目的とした「(仮称)ふるさとの魅力再発見ウォークラリー」の推進を図ります。

イベントの実施にあたっては、市民からの公募により、実行委員会を設置し、このもとで企画・検討を進めていくなど、様々な方法を検討します。



・地域の魅力を再発見し、景観に対する意識を高めるまち歩きイベント



・高原地域の散策イベント



・景観研究会の散策イベント



先導的な啓発活動と市民参加の仕組みづくり

市民の景観に対する意識や景観まちづくりに対するモチベーション(動機)を高めるため、既に行われていること、今できることを中心に、次のような取り組みを進めます。

啓発活動の推進

景観形成に関する市民意識の啓発を図るため、「北杜市景観計画」のPR、本市のホームページを活用した情報の提供、「北杜24景」のPRと観光利用の促進などを積極的に推進します。

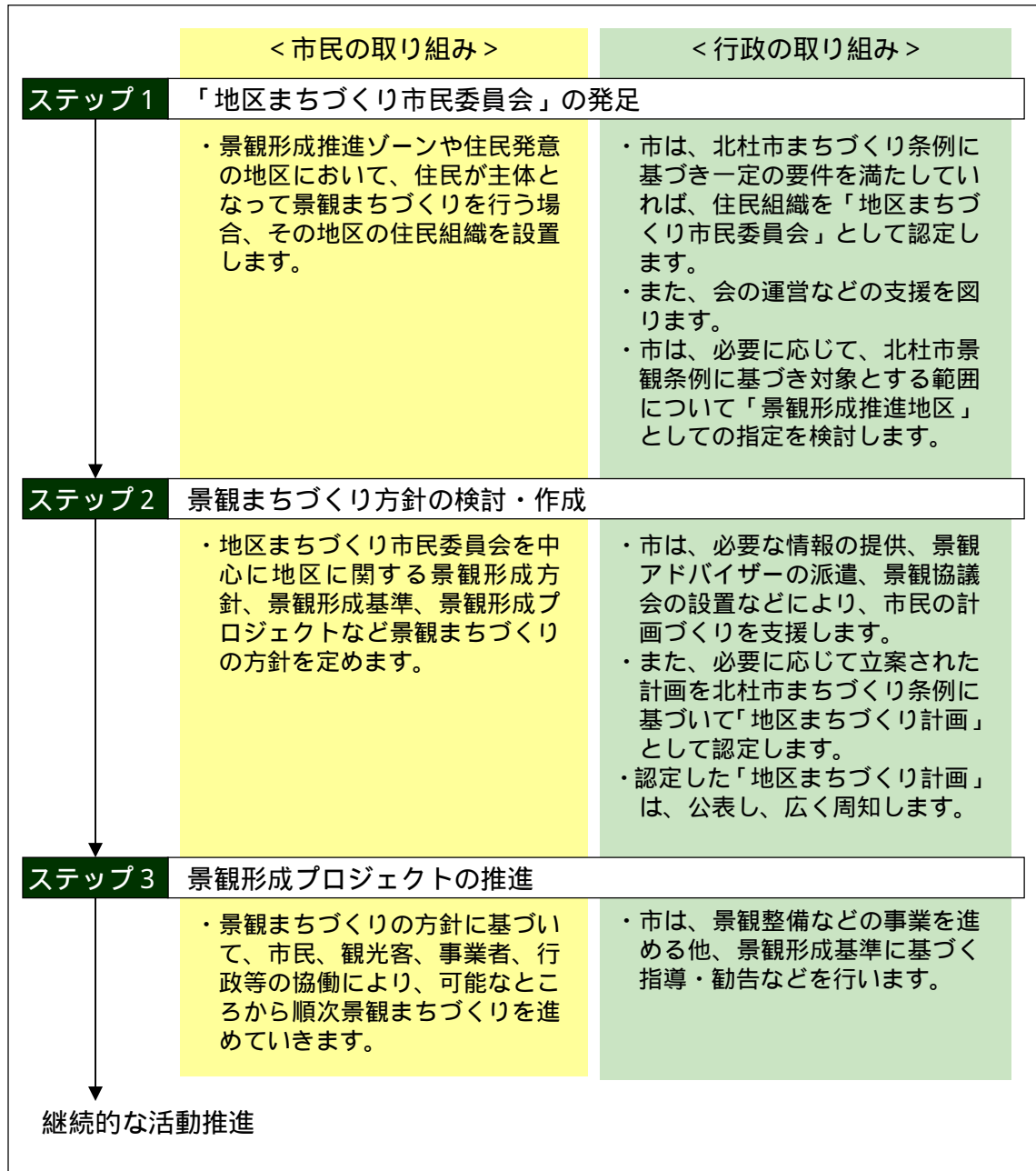
市民参加を促す先導的な仕組みづくり

市民参加による景観形成活動の促進を図るため、先導的に「地区まちづくり市民委員会認定制度」を創設し、積極的に制度を活用します。

「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

本計画で、今後積極的に景観形成を推進すべき候補として取り上げた「景観形成推進ゾーン」については、今後、地域の要請により順次追加していくものとし、前述した「地区まちづくり市民委員会」が発足するなど、住民の意欲が高いところから、次のような手順で具体的な景観まちづくりの取り組みを推進していきます。

「景観形成推進ゾーン」の取り組みの流れ



まちづくり事業と連携した景観形成の推進

現在、市内で実施中あるいは計画・構想のある各種の公共施設整備やまちづくり事業については、本計画の景観形成方針や建築物等の行為に関する基本的方針等に則した事業推進を図るとともに、まちづくり事業と連携した良好な景観形成を図ります。